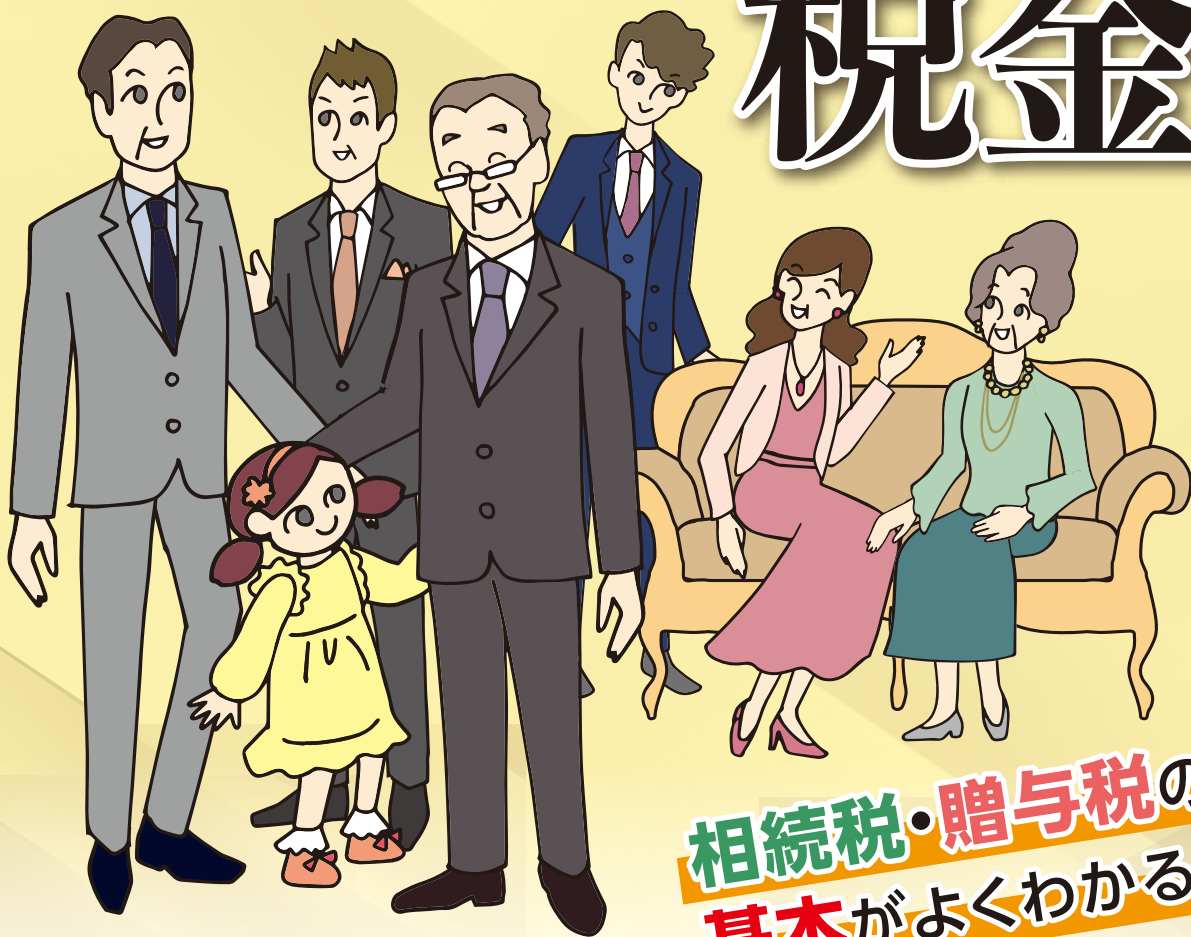


絵と図表でわかる

令和
6年版

相続・贈与の 税金



相続税・贈与税の
基本がよくわかる!

はじめに



相続・贈与といった問題は、一般的にその事柄の性格上
つつい避けて通りがちです。また、税法だけでなく民法
の知識も必要とされることから「むずかしいもの」と考え
られ、なおさら長期的な展望をもってその対策に取り組む
という方は少ないようです。

ただ、これからの経済状況の先行きを考えると、長年に
わたり苦勞して築き上げてきた財産をどのように維持し、
いかにスムーズに次の世代に引き継いでいくかということ
が、今まで以上に大切な問題となっているのは間違いあり
ません。

この冊子は、絵と図表を使って、相続や贈与に関する税
務のポイントを整理して紹介しています。また、最新の税
制改正事項を収録し、活用のヒントも備えましたので、皆
さまの相続対策に、少しでもお役立ていただければ幸いです。

なお、この冊子では表現を簡略化していますので、具体
的な対策について、税の専門家にご相談され、それぞれ実
際のケースに対応した最も効果のある対策を立案されるこ
とをおすすめします。

第1章 財産を相続すると…

01	誰が相続人になるの？	4
02	財産の分配はどうするの？	6
03	「遺言」について教えて	8
04	「遺留分」ってなに？	10
05	どんな場合に相続税がかかるの？	12
06	どのようなものが相続財産になるの？	14
07	相続税の申告と納税はいつまでにするの？	16
08	相続税を一時に納付できないときは？	18
09	相続税の税額はどのようにして求めるの？	20
10	配偶者の相続税はどうなるの？	22
11	配偶者居住権とはどんなもの？その評価はどうするの？	24
12	債務がある場合の相続税の計算はどうなるの？	26
13	相続開始前に財産の贈与を受けていたら（令和6年からの贈与）	28
14	続けて2回相続があった場合の相続税の計算は？	30
15	生命保険金と死亡退職金の取扱いはどうなるの？	32
16	相続した財産を売った場合は譲渡所得の特例があるの？	34
17	相続で空き家となった土地建物を売った場合の特例とは？	36

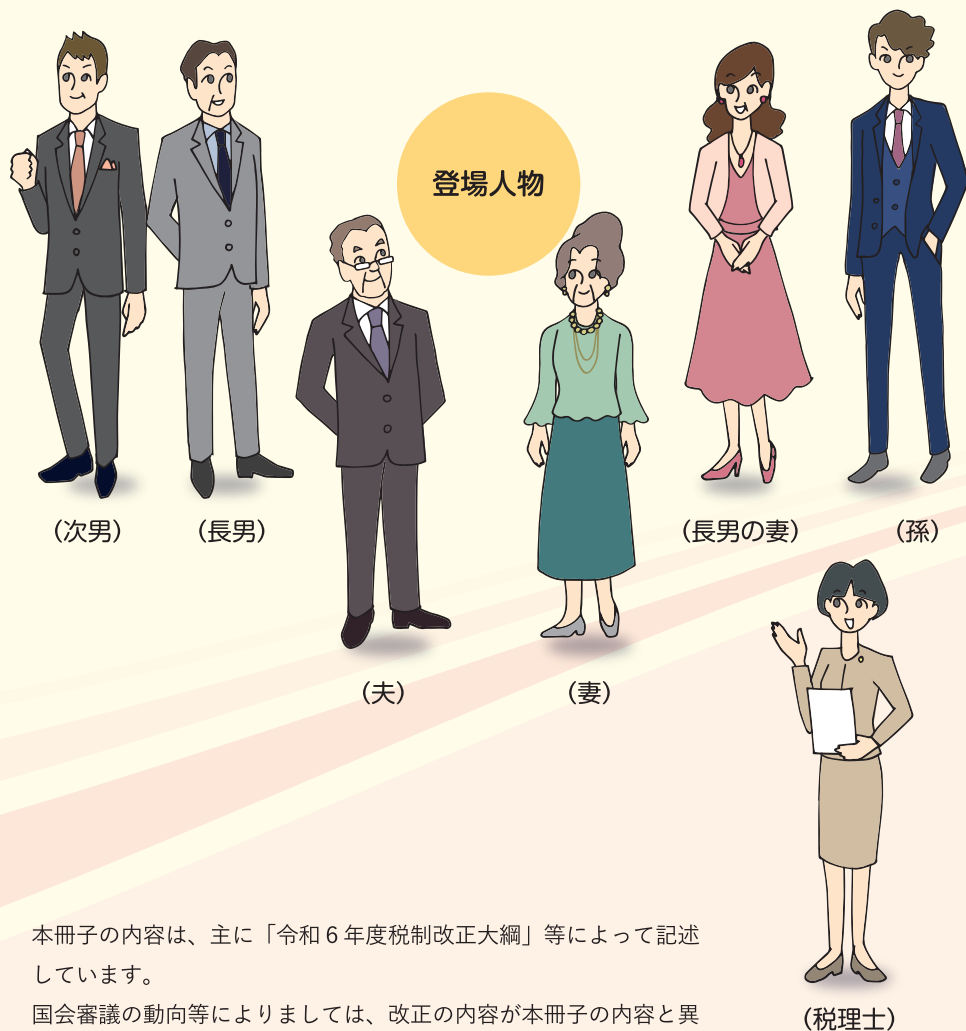
第2章 贈与を受けると…

18	贈与税はどれくらいかかるの？	38
19	住宅取得資金贈与の非課税措置ってどんなもの？	40
20	教育資金の一括贈与の非課税措置ってどんなもの？	42
21	結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置ってどんなもの？	44
22	相続時精算課税制度ってなに？（令和6年から大きく変わった！）	46
23	夫婦間のマイホームの贈与にはどんな税の特典があるの？	48
24	生命保険金の受取人は誰にするのが有利なの？	50

第3章 財産の評価は…

- 25 土地・建物の評価はどうするの？…………… 52
- 26 賃貸住宅や貸地の評価はどうするの？…………… 54
- 27 小規模宅地等の評価の減額の特例ってどんなもの？…………… 56
- 28 どんな場合に小規模宅地等の評価の減額の特例が使えるの？…………… 58
- 29 分譲マンションの評価はどうするの？…………… 60
- 30 取引相場のない株式の評価はどうするの？…………… 62

令和6年からの贈与と相続税額シミュレーション…………… 64



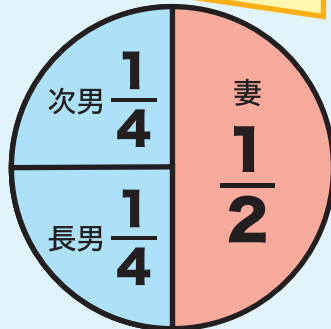
本冊子の内容は、主に「令和6年度税制改正大綱」等によって記述しています。

国会審議の動向等によりましては、改正の内容が本冊子の内容と異なる場合がありますので、ご注意ください。

財産の分配はどうするの？

法定相続分は
あくまでも遺産分割の目安。

財産の分配















法定相続分で
分けると
こうなります

POINT

民法では法定相続人に対して法定相続分が定められています。しかし、必ずしも法定相続分で財産が相続されるわけではありません。遺言書があればまずそれが優先され、なければ法定相続人の遺産分割協議で財産が分配されます。

法定相続分はその場合の目安に過ぎません。

法定相続分はいくらか

法定相続人	法定相続分
 配偶者と子供	配偶者 $\frac{1}{2}$ 、子供全体で $\frac{1}{2}$ を分配 ◎複数の子供がいれば、子供全体の法定相続分 $\frac{1}{2}$ をさらに均等に割ります。 
 配偶者と父・母 (子供はいない)	配偶者 $\frac{2}{3}$ 、父・母で $\frac{1}{3}$ を分配 
 配偶者と兄弟姉妹 (子供、両親はいない)	配偶者 $\frac{3}{4}$ 、兄弟姉妹で $\frac{1}{4}$ を分配 
 子供だけ (配偶者はいない)	子供全体で100%を分配 
 父・母だけ (配偶者、子供はいない)	父・母で100%を分配 
 兄弟姉妹だけ (配偶者、子供、両親はいない)	兄弟姉妹で100%を分配 

(注) 子供、兄弟姉妹には、代襲相続人を含みます。

特別寄与料

特定の相続人が、被相続人の療養看護等を行った場合は、相続分をプラスする「寄与分」が認められています。また、相続人以外の親族であっても、被相続人の療養看護等を行った場合は、一定の要件のもとで相続人に対して金銭の支払を請求できる「特別寄与料」が認められています。

特別寄与料に対する相続税の課税関係は次のとおり定められています。

- 特別寄与者：特別寄与料を遺贈により取得したものとみなし、相続税を課税
- 相続人：支払うべき特別寄与料を、各相続人の課税価格から控除

13

相続開始前に財産の贈与を受けていたら（令和6年からの贈与）

相続開始前7年以内に受けた贈与に注意してください。

相続税の課税対象

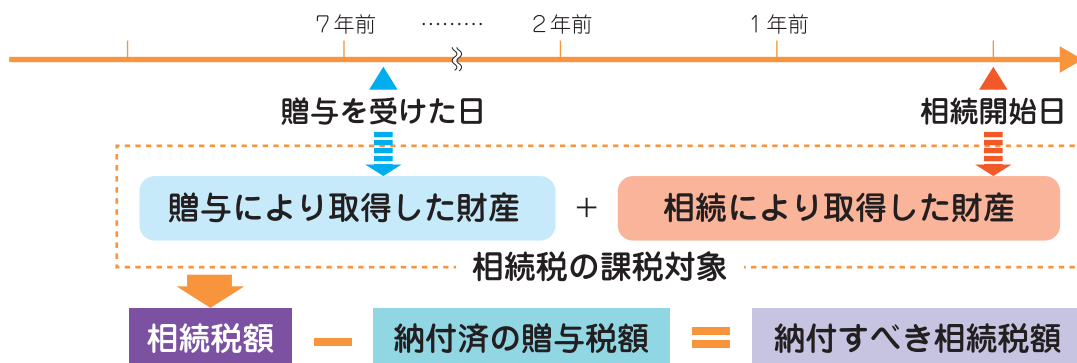


POINT

相続又は遺贈により財産を取得した人が相続開始前7年以内（令和5年までの贈与では3年以内）に被相続人から財産の贈与を受けている場合には、その贈与を受けた財産も、相続税の課税対象になりますが、納めた贈与税額は相続税額から差し引けます。

また、相続時精算課税制度を選択した場合は、その後に贈与を受けたすべての財産から年110万円の基礎控除を差し引いた金額が、相続税の課税対象になります。（47ページ参照）

相続開始前7年以内の贈与は相続税の課税対策



- 1 贈与を受けた年には、贈与税の基礎控除額（110万円）以内であったため贈与税がかかっていなくても、7年以内の贈与ならその贈与額が加算されます。
- 2 住宅取得資金の贈与税の非課税措置（41ページ）を受けた場合については、加算する必要はありません。
- 3 贈与を受けていても、相続財産を取得しなかった人には、その加算はありません。
- 4 贈与税の配偶者控除（49ページ）を受けた財産（又は受ける予定の財産）のうち、配偶者控除に相当する金額は、加算されません。
- 5 贈与により取得した財産は、贈与時の相続税評価額によります。
- 6 相続税額から控除しきれない贈与税額がある場合でも、その控除しきれない贈与税額は還付されません。
- 7 相続開始前3年超7年以内の贈与には合計100万円の控除があります。



相続があった年と相続財産へ加算される贈与の対応表

		相続があった年									
		令6	令7	令8	令9	令10	令11	令12	令13	令14	
贈与を受けた年	令3	加算									
	令4		加算								
	令5		加算								
	令6			加算							
	令7			加算							
	令8				加算						
	令9				加算						
	令10					加算					
	令11					加算					
	令12						加算				
令13						加算					
令14								加算			

※相続開始前3年超7年以内の贈与は合計100万円の控除あり

(注) 相続があった年の贈与はすべてその年の相続財産に加算されます。

- ② 毎年110万円の贈与を続けていて、令和10年1月1日に相続が開始した場合には、相続財産への加算額は次のようになります。

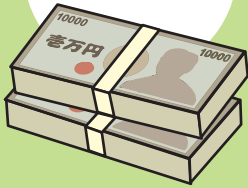
100万円(除外) 10万円(加算)	110万円(加算)	110万円(加算)	110万円(加算)
令和6年	令和7年	令和8年	令和9年

15

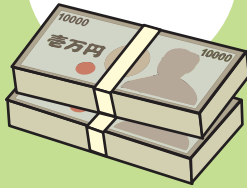
生命保険金と死亡退職金の 取扱いはどうなるの？

相続人1人につき
500万円の非課税枠。

死亡退職金



生命保険金



法定相続人の数が多いほど
非課税部分が多くなる

なるほど

生命保険金も死亡退職金も
「500万円 × 法定相続人の数」
が非課税です

POINT

生命保険金も死亡退職金も、法定相続人の数が多いほど非課税部分が多くなります。

したがって、生命保険は相続税の節税対策として大変効果的なうえに、納税資金の調達方法としても活用できます。工夫して効果的に利用しましょう。

● 生命保険金は、これだけが **非課税** になる



(注) 上記の生命保険金には、外国の保険業者から受け取る保険金も含まれます。

● 死亡退職金は、これだけが **非課税** になる



(注) 死亡退職金とは、死亡後にその遺族が受け取る退職金のことをいいます。

- ① 死亡後3年経過後に支給が確定した退職金は、その遺族の一時所得として、遺族に所得税と住民税が課税されます。
- ② 生前に退職して受け取った退職金には、退職所得として退職した人に所得税と住民税が課税されます。
- ③ 生前に退職した場合でも、その支給金額が生前に確定せず、死亡後3年以内に確定したものは死亡退職金とみなされ、相続税が課税されます。



23

夫婦間のマイホームの贈与には どんな税の特典があるの？

婚姻期間が
20年以上の夫婦には…

2,000万円
の控除

20年間
ありがとう！



このマイホームの
贈与は
将来特別受益として
扱わなくても
かまいません

POINT

婚姻期間20年以上の配偶者に居住用不動産又は居住用不動産の購入資金を贈与すれば、2,000万円の控除が受けられます。

この控除は、同じ人からの贈与については、一度しか受けられません。

この2,000万円控除を受けた同じ年に相続が開始しても、この資産を相続財産に加算する必要はありません。

夫婦間での居住用不動産の贈与に税の特典

贈与税の課税対象額の計算



贈与税の配偶者控除の要件

- ① 婚姻期間が20年以上（入籍していない期間は含まない）である。
- ② 贈与財産が居住用不動産又は居住用不動産の購入資金である。
- ③ 贈与を受けた人が、贈与を受けた年の翌年3月15日までに実際に居住し、以後も引き続き居住する見込みである。
- ④ これまでに同一の夫(妻)からの贈与について、この配偶者控除の適用を受けたことがない。
- ⑤ 贈与税の申告書を提出すること。
- ⑥ 贈与税の申告書に、贈与を受けた後に作成された戸籍の謄・抄本及び附票の写しを添付すること。
- ⑦ 贈与税の申告書に、居住用不動産を取得したことを証する書類を添付すること。

- 1 この配偶者控除は、たとえ控除不足があっても、同一の夫婦間では、一度しか適用を受けることができません。
- 2 「居住用不動産」とは、居住用の土地等又は家屋のことで、次に掲げる場合の敷地も居住用不動産になります。
 - 居住用の家屋とともに、その家屋の敷地の贈与を受けた場合
 - 夫(妻)から敷地だけの贈与を受けたが、その敷地上の家の名義が贈与をした夫(妻)の名義になっている場合
 - 夫(妻)から敷地だけの贈与を受けた場合で、その敷地上の家の名義が同居している親族の名義である場合
- 3 この配偶者控除を受けた年に相続が開始しても、この配偶者控除相当分は相続財産に加えなくてもよいことになっています。
- 4 この配偶者控除の適用によって贈与税が無税となっても、不動産取得税や登録免許税がかかることに注意してください。
- 5 婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用不動産の贈与を行った場合には、将来の遺産分割の際に「特別受益」として戻し入れる必要はありません。

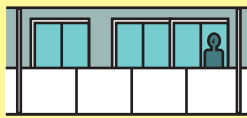


29

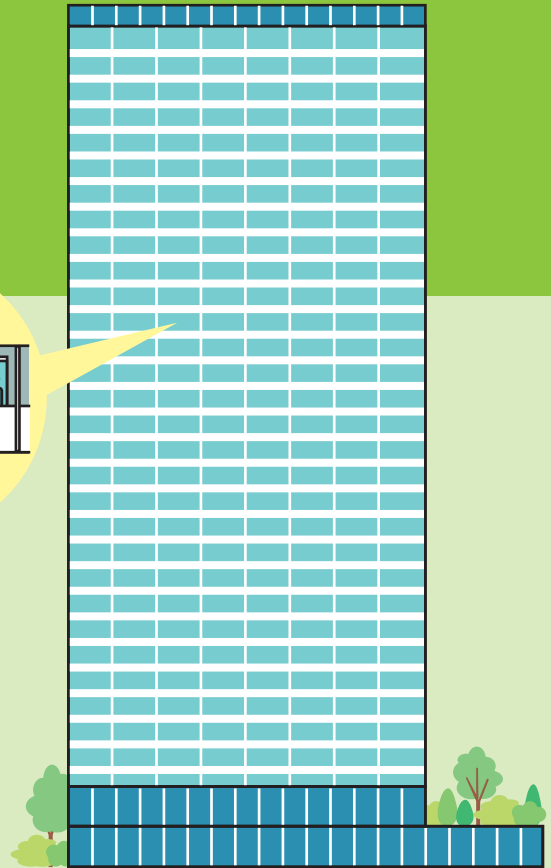
分譲マンションの評価は どうするの？

分譲マンションの評価は
一戸建住宅の場合と異なります。

過度な節税策が
規制されること
になりました



1室の評価



POINT

令和6年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した「居住用の区分所有財産」（いわゆる分譲マンション）の相続税評価額については、「築年数」、「総階数」、「所在階」及び「敷地持分の狭小度」を基に市場価格との乖離率を算定し、その程度に応じて一定の補正を行います。

マンションの評価を適正化

「居住用の区分所有財産（一室の区分所有権等）」とは、一棟の区分所有建物の居住用専有部分一室に係る区分所有権（分譲マンションの家屋部分）と敷地利用権（分譲マンションの土地部分）のことです。

☆区分所有権（家屋部分）の価額

従来の区分所有権の価額* × 区分所有補正率

* 家屋の固定資産税評価額 × 1.0

☆敷地利用権（土地部分）の価額

従来の敷地利用権の価額* × 区分所有補正率

* 路線価方式又は倍率方式による評価額 × 持分割合

居住用の
区分所有財産の
評価額

計算例

築年数	10年	敷地面積	5,000.00㎡
総階数	30階	敷地権割合（持分割合）	10,000分の61
所在階	20階	従来の区分所有権の価額	10,000,000円
専有部分の面積	70.00㎡	従来の敷地利用権の価額	20,000,000円

この場合の区分所有補正率は「1.767」となり、従来の価額に比べて高くなります。

区分所有権（家屋）の価額

従来の価額10,000,000円 × 区分所有補正率1.767 = **17,670,000円**

敷地利用権（土地）の価額

従来の価額20,000,000円 × 区分所有補正率1.767 = **35,340,000円**

次のものは対象外です。

- 構造上、主として居住の用途に供することができるもの以外（事業用のテナント物件など）
- 区分建物の登記がされていないもの（一棟所有の賃貸マンションなど）
- 地階を除く総階数が2以下のもの
- 専有部分一室の数が3以下であり、そのすべてを区分所有者又はその親族の居住の用に供するもの（いわゆる二世帯住宅など）
- たな卸商品等に該当するもの

